

住民投票制度に関する検討報告書

(答申)

2009 年(平成 2 1 年) 4 月 3 日

野洲市まちづくり基本条例推進委員会

目 次

I はじめに

1. 野洲市まちづくり基本条例の位置付け…………… 1
2. 委員会の検討経過…………… 2

II 住民投票制度とは

1. 住民投票制度の概要…………… 3
2. 各自治体における常設型の住民投票条例…………… 5

III 住民投票制度を確立するために必要な検討事項

1. 検討事項の洗い出し、論点の整理…………… 6
2. 各論点の検討
 - 第1. なぜ住民投票制度が必要なのか？…………… 8
～住民投票制度の意義について～
 - 第2. 今、制度化の検討が必要なのか？……………11
～常設型と非常設型の制度について～
 - 第3. 投票の対象となる重要事項とは何か？……………13
～市政に関する重要事項について～
 - 第4. 投票の実施は、誰がどのようにして決めるのか？……………17
～発議と実施の流れについて～
 - 第5. 誰が投票できるのか？……………24
～投票資格者について～
 - 第6. 情報提供や投票運動はどのように行われるのか？……………31
～情報提供・投票運動等について～
 - 第7. 誰が投票を管理するのか？……………35
～住民投票の執行、投票日等について～
 - 第8. どのような形式で投票するのか？……………37
～投票の形式等について～
 - 第9. 投票率が低くても有効か？……………39
～投票の成立要件について～
 - 第10. その他の検討事項……………42

IV 野洲市住民投票条例の制定に向けて……………43

委員名簿